

生活支援員とは…

1 生活支援員の活動内容

専門員の作成した支援計画に基づき、具体的な支援活動を行うのが「生活支援員」です。利用者のご自宅などを訪問し、下記の具体的な支援活動を行います。

- (1) 福祉サービスに関する情報提供及び助言
- (2) 福祉サービス利用料の支払い等手続きの支援
- (3) 生活費の払戻し、公共料金や家賃等の支払いに伴う金融機関への同行や代行
- (4) 郵便物の内容確認
- (5) その他

2 資格要件

次の(1)～(5)の要件すべてに該当する方

- (1) 春日部市内在住の方
 - (2) 社会福祉に関心のある方
 - (3) 満70歳未満の方
 - (4) 生活支援員に必要な研修を受講できる方(年1～2回程度)
 - (5) 実際に生活支援員として活動できる方(最低月1回程度)
- ※ 現在、直接福祉サービスに従事している方(ホームヘルパーや福祉施設職員等)は兼任できません。

3 待遇等

- (1) 活動時間 利用者の「支援計画」に基づき1人の利用者について、おおむね1時間～1時間半程度
- (2) 活動頻度 週1回から月1回程度(利用者の希望回数により異なります)
- (3) 活動場所 利用者の自宅等
- (4) 活動費 1時間につき1,000円～1,400円(契約内容により異なります)※交通費等手当は別途支給
- (5) その他 春日部市社会福祉協議会への登録制
※ 活動前に面接を実施し、雇用契約を取り交わします。
労働者災害補償保険加入